

生活豆知識 さまざまな悪質商法 次々販売



★次々販売とは…

一度契約をした消費者に対して、問題のある販売方法で次々と新たな契約をさせるという商法です。業者は同一業者の場合もありますが、複数の業者が入れ替わり契約させるケースもあります。

ターゲットは、高齢者と20歳代という両極端で、高齢者は寝具などの訪問販売が、20歳代はエステティックサビスなどの店舗販売が多くなっています。

●トラブル事例

■訪問販売

浄水器、ゲルマニウム温水器、磁気活水器、マッサーシリンダー、総合メンテナンス保証

「水道水の点検に来ました」と男性が来訪した。試薬を

使って水道水を調べ、浄水器をつけるように勧められ、31万5千円の浄水器を契約した。数日後、集金に来た時に「お風呂に入れると温泉と同じ効果が得られる」というゲルマニウム温水器（27万円）を勧められ、断りきれずに契約した。それから4ヵ月後、同じ販売員が水道管の寿命を伸ばすためだと言って磁気活水器（60万円）を取り付けたが、契約書を見ると前と別会社になっていた。9ヵ月後、再び同じ販売員が来て、マッサーシリンダーとこれまで購入した機器に対する総合メンテナンス保証契約（45万円）をした。いずれも本当は契約したくなかったが、家を知られているので何かあったら怖いと思い、断れなかった。

羽毛布団セット、肌掛け布団、遠赤外線カー、敷きマット、ムーントンの敷物

（80歳代 女性）

「羽毛布団の点検をします」という電話があり、販売員が自宅に来て「布団が湿っている。これほど状態の悪いのは見たことがない。これを使っていたら体に悪い」と言われ不安になり、使っていた布団を下取りに出して、羽毛布団と羊毛敷き布団を買った。その後、4社が入れ替わりに来

て、肌掛け布団、遠赤外線カー、敷きマット、ムーントンの敷物などを勧められ、断りきれずに契約してしまった。すでに下取りされた布団もあり、いつどの布団を買ったのか、もう分からない。支払い総額は300万円を超え、支払えない。（70歳代 女性）

シロアリ駆除、床下換気扇、床下耐震金具、屋根裏耐震工事

「近所でシロアリ駆除をしたので、この辺りを無料で点検している」と言って男性が来訪した。床下を調べたところ、シロアリの痕跡があったと言う。シロアリが食った後だという床下の写真を見せられて驚き、駆除を頼んだ。また、床下がジメジメしていると言われて、床下換気扇8台の契約をした。次は家が古いので耐震金具をつけたほうが家が丈夫になると勧められ、床下耐震金具設置工事を契約し、さらに屋根裏も補強しないと意味が無いと言われ、屋根裏の耐震工事も契約した。短期間に総額600万円の契約をしたが、本当に必要な工事だったのか。

（70歳代 男性）

■店舗販売

着物、帯、宝石、バッグ

近くの大型ショッピングモールに着物の店があり、小

物を買ったことがある。その後、キャンペーンのハガキが来たので出向き、勧められるままに訪問着を買った。受け取りに行った際、有名な作家がデザインをしたという帯を「その訪問着にとっても合う。このような帯は二度と出ない」と勧められて契約した。その後も『お得意様のご招待』のハガキが届き、プレゼントをもらいに行くたびに宝石やバッグ、着物を勧められ断りきれずに買っていたら、クレジットの返済ができなくなってしまう。

化粧品、美顔器

（60歳代 女性）

無料チケットをもらい、美顔エステの体験に行った。とても気持ち良かったので、回数制限のない半年間有効の10万円コースを契約した。施術に行くたびに自宅ケアのための化粧品を勧められ、断ると不機嫌な対応になるので購入した。その後、美顔器も断りきれずに購入した。支払いが厳しいと担当者に伝えたら友人を連れてきたらキヤッシュバックがあると言われたが、行くと何かに勧められるのでもう行きたくない。（20歳代 女性）

育毛サービス、基礎化粧品、カツラ

毛髪診断を受けたくて、軽い気持ちで店に向いた。機械を使って自分の頭皮の状態を見せられ、「毛根にアブラがたまっている。頭皮が赤い。今のうちにケアをしないと大変なことになる」と言われ、とても心配になった。将来髪が薄くなったら困ると思って1年間の育毛サービスと自宅で使うシャンプーやマッサーシリンダーの化粧品を買う契約をした。さらに「今のうちにカツラを作っておくと安心」と言われ、まだ必要ないと思ったが断りきれずにカツラも作った。毎週施術に通っているが、髪は以前の状態と変化がないように思う。本当に必要な契約だったのか。カツラは一度も使っていない。（20歳代 男性）

●契約をやめたいとき

■クーリング・オフ

訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は「法律で定められた事項が書かれた書面を受け取った日」から8日以内であればクーリング・オフできます。それ以前の契約でも契約書面に不備がある場合は、クーリング・オフができます。

■クーリング・オフが
できない場合

次々販売は、業者のセールストークや勧誘方法に問題があることが多く、契約の無効や取り消しができる場合があります。

また、訪問販売で、一人暮らしなのに布団を10枚以上買わされたなど消費者が通常必要とされる量を著しく超える商品を契約した場合、契約締結後1年間は、契約の撤回または解除ができます。

■まず相談しましょう

長い期間にわたって複数の契約をしているので、それぞれの契約時にどのような勧誘を受けたのかほとんど覚えていないことがよくあります。相談する際はできるだけ関係書類を探しておいてください。よく覚えていなかったり、契約書面が見つからなくても、あきらめずに下記に相談しましょう。

●被害にあわないために

業者は最初の契約で「この家は、昼間は高齢者が一人で留守番をしているので、話し相手になり親切にすれば、すぐ契約する」「この人は断ることが苦手で、強く勧めれば契約してくれる」などの情報を得ているので、契約が欲しい業者にとって2度目以降は勧誘しやすいものです。中には消費者に認知症の症状があることを知りながら、次々と契約を勧める極めて悪質な業者もいます。

本当に必要な契約なのかを冷静に考え、きっぱりと断る勇氣を持ちましょう。特定商取引法では、訪問販売と電話勧誘販売ではっきり断った消費者への再勧誘を禁止しています。

被害を未然に防いだり、拡大させないためには、家族や周りの方の見守りが不可欠です。特に高齢者の場合、本人の被害意識が低く、被害が表面化するまで時間がかかることもあります。少しでもおかしいと思ったら、すぐに左記相談窓口などに相談してください。

■相談窓口／

- 役場企画財政課商工労働係
(2階16番窓口☎485-2111 内線251)
- 釧路市消費生活センター
(☎0154-24-3000)
- 社北海道消費者協会消費生活相談
推進員(釧路総合振興局配置)
(☎0154-44-3460)

子ども手当に関するお知らせ

～忘れていませんか？認定請求手続き～

平成23年10月分からの子ども手当の支給を受けるためには、認定請求手続きが必要です。

認定請求書の提出期限は「平成24年3月30日」までです。期限を過ぎると平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当の支給を受けることができません。

すでに、認定請求手続きが終了し、受給資格を確認できた方には、「子ども手当認定通知書」を送付しています。まだ、認定請求手続きをしていない方は、お早めに行ってください。



手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当するすべての方が、下記窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」を提出することが必要です。

①平成23年10月1日現在で、すでに支給要件に該当している方

→平成24年3月30日までに認定請求を行うと、平成23年10月分から手当を受給できます。

②平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に支給要件に該当した方

→平成24年3月30日までに認定請求を行うと、支給要件に該当した日の翌月分から受給できます。

※平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居したときは、転出後の市町村へ認定請求手続きが必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので注意してください。

※平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求手続きが必要です。この場合、額改定認定請求手続きをした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないよう注意してください。

■問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口☎485-2111内線122）

引越しなどでごみを大量に出す方へ

3月は、引越しなどでごみの量が増える傾向です。

大量のごみや粗大ごみを出される方は、次のことに協力ください。

☆指定のごみ袋に入るごみ

通常の収集日に出してください。一度に大量のごみが出る場合は、下記に相談してください。

☆粗大ごみ

クリーンセンターに直接持ち込んでください。クリーンセンターで重量を計ります。料金は百円/10kgかかります。

やむを得ない事情で自己搬入できない場合は収集の予約をしてください。その場合、予約時間までに必ず屋外に出してください。

※住宅内への立ち入りと運び出し作業は原則できません。

※予約が混み合った場合は、ご希望の日時に収集できないことがあります。

■収集予約/役場住民課環境衛生係(1階)③番窓口
☎485-2111内線125

●受付時間:平日の午前8時45分~午後5時30分

※クリーンセンターで予約はできません。

■粗大ごみの持ち込み/クリーンセンター
(☎485-1430)

●受付時間:月~金曜日は午前9時~午後5時、土曜日は午前9時~正午

※日曜日、祝日はお休みです。

動物を遺棄することは犯罪です

犬や猫などの愛護動物を遺棄することは、法律で禁止されています。

やむを得ない事情で愛護動物の飼育が困難な場合は、知人・友人に新しい飼い主を紹介してもらったりポスターを掲示して飼い主を募集するなど自ら新しい飼い主を探すことが飼い主の責務です。

このようなことが無いよう動物に愛情を持って接していきましょう。

■問い合わせ/環境生活部環境局
自然環境課動物管理グループ
(☎011-204-5205)

労働基準監督官採用試験を受け付けています

労働基準監督官採用試験を下記のとおり受け付けています。

■受験資格/大学卒業程度

■受付期間/

●インターネット受付

4月2日(月)~12日(木)受信有効

●郵送または持参による受付

(北海道労働局総務部総務課宛)

4月2日(月)~3日(火)

通信日付印有効

■申込書の交付・問い合わせ/

釧路労働基準監督署

(☎0154-42-9711)

墓地に関する手続きについて

遺骨の埋蔵・収蔵・改葬などを行う場合は、事前に手続きをしてください。

●埋蔵とは:火葬した遺骨を墓地の区域に納めること

●収蔵とは:火葬した遺骨を納骨堂に納めること

●改葬とは:埋蔵、収蔵していた遺骨を他の墓所や納骨堂に移すこと

☆埋蔵・収蔵の手続き/墓所や納骨堂への埋蔵・収蔵は事前に届出が必要です。

■必要書類/

●火葬許可証または改葬許可証

●埋葬等届(墓地や納骨堂を管理する寺院、町に請求してください)

●印かん

●使用許可証(墓地や納骨堂を管理する寺院または町が発行するもの)

●届出先・問い合わせ/

●寺院などが管理する墓地・納骨堂の場合:それぞれの管理者

●標茶霊園・町内地域墓地の場合:役場住民課環境衛生係(1階)③番窓口☎485-2111内線125

☆遺骨を他へ移す予定がある方へ

引越しなどで遺骨を移す

場合は、本町から「改葬許可」を受けなければなりません。手続きに時間がかかる場合があるので、予定がある方はお早めに準備をお願いします。

●必要書類/

●改葬許可申請書(役場に備え付け)

●埋蔵・収蔵証明書(墓地や納骨堂を管理する寺院が発行するもの)

●印かん

●届出先・問い合わせ/役場住民課環境衛生係(1階)③番窓口☎485-2111内線125

入居者募集



ベアーマンション

1 K...月額32,000円

2LDK...月額48,000円

個人家財保険は別です

○入居月家賃・管理費・駐車場無料

○暖房器具付・給湯器付・物置有

※詳細はお気軽にお問い合わせください。

住所:標茶町旭4丁目3番7・9号

☎015-485-3232